

平成25年第5回(9月)川南町議会定例会会議録(最終日)

平成25年9月20日 (金曜日)

本日の会議に付した事件

平成25年9月20日 午前9時00分開会

- 日程第1 議案第 49号 川南町危機管理対策本部条例を定めるについて
- 日程第2 議案第 50号 川南町子ども・子育て審議会条例を定めるについて
- 日程第3 議案第 51号 川南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第 52号 川南町使用料及び手数料条例の一部改正について
- 日程第5 議案第 53号 町道路線の廃止について
- 日程第6 議案第 54号 町道路線の認定について
- 日程第7 議案第 55号 平成25年度川南町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第8 議案第 56号 平成25年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第9 議案第 57号 平成25年度川南町漁業集落排水特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第 58号 平成25年度川南町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第 59号 平成25年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第 60号 平成25年度川南町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第 61号 平成25年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第 62号 平成25年度川南町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第15 同意第 3号 教育委員会委員の任命について
- 日程第16 同意第 4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第17 認定第 1号 平成24年度川南町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 認定第 2号 平成24年度川南町特別会計等歳入歳出決算認定について
- 日程第19 認定第 3号 平成24年度川南町水道事業会計決算認定について
- 日程第20 議員派遣の件について
- 日程第21 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
- 日程第22 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

出席議員(12名)

1番 中津 克司 君	2番 河野 幸夫 君
3番 濱本 義則 君	4番 川上 昇 君
5番	6番 川越 忠明 君
7番 内藤 逸子 君	8番 児玉 助壽 君
9番 米山 知子 君	10番 税田 榮 君
11番 山下 壽 君	12番 徳弘 美津子 君
13番 竹本 修 君	

欠席議員(林 光政 君)

事務局出席職員職氏名

事務局長 吉田 喜久吉 君 書記 山本 博 君

説明のために出席した者の職氏名

町 長	日高 昭彦 君	副町長	山村 晴雄 君
教育長	木村 誠 君	会計管理者・ 会計課長	篠原 浩 君
総務課長	諸橋 司 君	総合政策課長	永友 尚登 君
農林水産課長	押川 義光 君	農村整備課長	新倉 好雄 君
建設課長	村井 俊文 君	上下水道課長	大山 幸男 君
農業委員会 事務局長	杉尾 英敏 君	教育総務課長	米田 政彦 君
生涯学習課長	橋本 正夫 君	税務課長	永友好典 君
町民課長	黒木 秀一 君	環境対策課長	三角 博志 君
健康福祉課長	佐藤 弘 君	代表監査委員	中村 守 君

午前9時00分開会

○議長(竹本 修君) おはようございます。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

しばらく休憩します。全員、議員控室に移動願います。

午前9時01分休憩

.....
〔全員協議会〕
.....

午前10時05分再開

○議長(竹本 修君) 会議を再開します。休憩前に引き続き会議を続行します。

日程第1「議案第49号川南町危機管理対策本部条例を定めるについて」を議題とします。

本議案は、総務厚生常任委員会に付託されておりましたので、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長(内藤 逸子君) 議案第49号について報告します。

議案第49号「川南町危機管理対策本部条例を定めるについて」は、全員賛成で可決であります。

この改正は、川南町災害対策本部条例、川南町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例、川南町新型インフルエンザ等対策本部条例と危機管理のための対策本部に関する条例の3つを1つの条例にまとめるものであります。

関係職員の参加を求め、説明をいただきながら、慎重に審査いたしました。

全員賛成で可決であります。

○議長(竹本 修君) 以上で委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(竹本 修君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第49号「川南町危機管理対策本部条例を定めるについて」を討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(竹本 修君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第49号について採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(竹本 修君) 異議なしと認めます。したがって、議案第49号「川南町危機管理対策本部条例を定めるについて」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2「議案第50号川南町子ども・子育て審議会条例を定めるについて」を議題とします。

本議案は、総務厚生常任委員会に付託されておりましたので、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（内藤 逸子君） 議案第50号「川南町子ども・子育て審議会条例を定めるについて」は、全員賛成で可決です。

平成27年度にスタートする子ども・子育て支援新制度の施行に伴うものでございます。

以上、報告を終わります。

○議長（竹本 修君） 以上で委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第50号「川南町子ども・子育て審議会条例を定めるについて」討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第50号について採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号「川南町子ども・子育て審議会条例を定めるについて」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3「議案第51号川南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本議案は、総務厚生常任委員会に付託されておりましたので、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（内藤 逸子君） 議案第51号「川南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は、全員賛成で可決であります。

この改正は、議案第50号の子ども・子育て審議会条例制定に伴うものと選挙に関する区分の報酬の額の欄を結合し、国会議員選挙等の執行経費についての改正です。

以上、報告終わります。

○議長（竹本 修君） 以上で委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第51号「川南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第51号について採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号「川南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4「議案第52号川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について」を議題とします。

本議案は、文教産業常任委員会に付託されておりましたので、文教産業常任委員長の報告を求めます。

○文教産業常任委員長（川上 昇君） 文教産業常任委員会に付託されました議案第52号「川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について」、その審査の経過と結果について報告いたします。

本議案は、同条例の別表第1、公民館使用料のうち6カ所の別館について、1時間当たり100円のエアコン使用料を追加するものであります。

異議なく、原案どおり全員賛成で可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（竹本 修君） 以上で委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第52号「川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について」討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第52号について採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号「川南町使用料及

び手数料徴収条例の一部改正について」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5「議案第53号町道路線の廃止について」

日程第6「議案第54号町道路線の認定について」、以上2議案を一括議案とします。

本2議案は、文教産業常任委員会に付託されておりましたので、文教産業常任委員長の報告を求めます。

○文教産業常任委員長（川上 昇君） 議案第53号「町道路線の廃止について」及び議案第54号「町道路線の認定について」、その審査の経過と結果について報告いたします。

議案第53号の東湯牟田小池線と大内・大内藪線は、道路整備に伴い起点、あるいは終点の字名が変わるためであり、住吉上面木線は、切原ダム工事用道路の整備で、工事用道路と一部路線が重複したことにより廃止するものであります。

議案第54号については、議案第53号で廃止する東湯牟田小池線並びに大内・大内藪線は、新しく大内・井出ノ本線として、起点または終点の字名、路線名を変更し、再度町道路線として認定するものです。

また、大内切原ダム線は新規に町道路線として認定するものであります。

いずれも別段異議なく、原案どおり全員賛成で可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（竹本 修君） 以上で委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

念のため申し上げます。討論、採決は議案ごとに行います。

議案第53号「町道路線の廃止について」討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第53号について採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号「町道路線の廃止について」は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第54号「町道路線の認定について」討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第54号について採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議

ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号「町道路線の認定について」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7「議案第55号平成25年度川南町一般会計補正予算（第4号）」

日程第8「議案第56号平成25年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」

日程第9「議案第57号平成25年度川南町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」

日程第10「議案第58号平成25年度川南町下水道事業特別会計補正予算（第1号）」

日程第11「議案第59号平成25年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）」

日程第12「議案第60号平成25年度川南町介護保険特別会計補正予算（第1号）」

日程第13「議案第61号平成25年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」

日程第14「議案第62号平成25年度川南町水道事業会計補正予算（第1号）」、以上8議案を一括議題とします。

本8議案は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（内藤 逸子君） 議案第55号「平成25年度川南町一般会計補正予算（第4号）」については、全員賛成で可決です。

この補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ2億5,573万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ69億9,368万7,000円とするものです。

総務厚生常任委員会に関係する事項について、関係課職員の出席を求め、説明を受け、慎重に審査いたしました。主なものについて報告します。

財政調整基金への積立金1億3,088万5,000円、基金の総額は7億5,491万9,000円です。この基金はいつでも使える基金です。公共施設等整備基金積立金1億円、基金の総額は11億5,565万2,000円です。老朽化が進んでいる公共施設の建てかえに使える基金です。基金をたくさん保有していると交付税が減らされることもあるそうですので、計画的な管理を求める意見がありました。

保育士処遇改善臨時特例事業711万8,000円、10分の10の補助金について、保育士処遇改善臨時特例委託料651万6,000円については、民間保育園4カ所、児童数328名、保育士77名分の委託料です。民営化された保育士の処遇改善が実行されたことを確認できるシステムが必要ではないかとの意見がありました。

税務課では、4月に1名増員して収納率アップを目指しましたが、4月末に1名退職者があり、10月1日から1名、事務補助を採用して、収納率アップを目指すため70万円が補正されました。

議案第56号「平成25年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」は、歳入

歳出それぞれ1億4,100万8,000円を追加し、歳入歳出27億4,288万7,000円とするものです。

歳出の主なものは、保険給付費5,742万3,000円、基金積立金4,899万9,000円、諸支出金3,410万9,000円を計上するものです。

全員賛成で可決であります。

議案第59号「平成25年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）」は、歳入歳出それぞれ15万5,000円を追加し、歳入歳出460万6,000円とするものです。介護認定審査会費に15万5,000円を繰り出すものです。

全員賛成で可決であります。

議案第60号「平成25年度川南町介護保険特別会計補正予算（第1号）」は、歳入歳出それぞれ3,972万6,000円を追加し、歳入歳出12億7,781万3,000円とするものです。主な歳出は、居宅介護サービス給付費3,649万6,000円です。

全員賛成で可決であります。

議案第61号「平成25年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」は、歳入歳出それぞれ15万円減額し、歳入歳出それぞれ1億4,686万5,000円とするものです。15万円は保険料の還付金です。

全員賛成で可決であります。

以上、報告を終わります。

○議長（竹本 修君） 次に、文教産業常任委員長の報告を求めます。

○文教産業常任委員長（川上 昇君） 文教産業常任委員会に付託されました議案第55号「平成25年度川南町一般会計補正予算（第4号）」について、その審査の経過と結果について報告いたします。

歳出の主なもののうち、農林水産業費、国営土地改良事業費の771万6,000円については、県営畑地帯総合整備事業、尾鈴北第1地区が505万3,000円の増、尾鈴北第2地区が366万円の増、染ヶ岡・鬼ヶ久保地区が99万7,000円の減額であります。それぞれ地区内における年度事業計画箇所の変更が生じたために負担金の補正を行うものです。

教育費、学校管理費の需用費219万4,000円は、川南小学校の水道管の漏水対応に急遽執行したために生じた修繕料の補填であり、工事請負費の239万3,000円は、川南小学校の高圧受電設備の改修工事と山本小学校管理棟の屋根防水工事の費用であります。

教育費、社会教育費の報償費7万5,000円は、放課後子供プラン事業にかかわる教育サポーター13名の賃金分ですが、この時期で予算の補正なら、時間給を40円アップしたこれまでの賃金支払いは事前執行ではないかとの意見がありました。

災害復旧費の工事請負費200万円は、本年4月の豪雨により、下原唐瀬線の路肩のり面が被災した延長13.5メートルの道路災害復旧工事の費用であります。

審査の結果、賛成多数で可決であります。

また、議案第57号「平成25年度川南町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」、

議案第58号「平成25年度川南町下水道事業特別会計補正予算（第1号）」、議案第62号「平成25年度川南町水道事業会計補正予算（第1号）」をそれぞれ審査した結果、特段異議なく、原案どおり全員賛成で可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（竹本 修君） 以上で委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

念のため申し上げます。討論、採決は議案ごとに行います。

議案第55号「平成25年度川南町一般会計補正予算（第4号）」について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（児玉 助壽君） 議案第55号「平成25年度川南町一般会計補正予算（第4号）」について、反対の立場に立って討論いたします。

その理由についてであります。国営土地改良事業費、宮崎県宮尾鈴北第1地区負担金、同第2地区負担金について、川南町が本事業において、支線水路を開設する受益者から応分の負担金を徴収せず、また開栓手続をしない受益者から分担金4,100円を徴収しない各事実があるなど、土地改良法91条3項及び平成元年3月24日条例第10号、県営土地改良事業分担金徴収条例に違反する違法な財務会計上の怠る事実があります。したがって、原案に反対するものであります。

以上で討論終わります。

○議長（竹本 修君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） これで討論を終わります。

これから議案第55号について採決します。

この採決は起立によって行います。本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（竹本 修君） 起立多数であります。したがって、議案第55号「平成25年度川南町一般会計補正予算（第4号）」については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第56号「平成25年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第56号について採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議

ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号「平成25年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」については、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第57号「平成25年度川南町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第57号について採決します。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） 異議なしと認めます。したがって、議案第57号「平成25年度川南町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第58号「平成25年度川南町下水道事業特別会計補正予算（第1号）」について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第58号について採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号「平成25年度川南町下水道事業特別会計補正予算（第1号）」については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第59号「平成25年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）」について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第59号について採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号「平成25年度川南

町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）」については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第60号「平成25年度川南町介護保険特別会計補正予算（第1号）」について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第60号について採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） 異議なしと認めます。したがって、議案第60号「平成25年度川南町介護保険特別会計補正予算（第1号）」については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第61号「平成25年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第61号について採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） 異議なしと認めます。したがって、議案第61号「平成25年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第62号「平成25年度川南町水道事業会計補正予算（第1号）」について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第62号について採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） 異議なしと認めます。したがって、議案第62号「平成25年度川南町水道事業会計補正予算（第1号）」については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15「同意第3号教育委員会委員の任命について」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（竹本 修君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
本案は、人事案件でありますので討論を省略し、直ちに採決に入ります。
採決の方法は無記名投票で行います。
議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

- 議長（竹本 修君） ただいまの出席議員は11名であります。
次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に中津克司君及び河野幸夫君を指名します。
投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

- 議長（竹本 修君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載して投票を願います。なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第83条の規定により反対とみなします。
投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（竹本 修君） 配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

- 議長（竹本 修君） 異状なしと認めます。
ただいまから投票を行います。順次投票を願います。

〔投票〕

- 議長（竹本 修君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（竹本 修君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。
これから開票を行います。中津克司君、河野幸夫君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

- 議長（竹本 修君） 投票の結果を報告します。
投票総数11票、そのうち賛成票11票、以上のとおり全員が賛成であります。
したがって、同意第3号「教育委員会委員の任命について」は、これに同意することに決定しました。
議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

- 議長（竹本 修君） 日程第16「同意第4号固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（竹本 修君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
本案は、人事案件でありますので討論を省略し、直ちに採決に入ります。
採決の方法は無記名投票で行います。
議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

- 議長（竹本 修君） ただいまの出席議員は11名であります。
次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に濱本義則君及び川上昇君を指名します。
投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

- 議長（竹本 修君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載して投票を願います。なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第83条の規定により反対とみなします。
投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（竹本 修君） 配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

- 議長（竹本 修君） 異状なしと認めます。
ただいまから投票を行います。順次投票を願います。

〔投票〕

- 議長（竹本 修君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（竹本 修君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。
これから開票を行います。濱本義則君及び川上昇君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

- 議長（竹本 修君） 投票の結果を報告します。
投票総数11票、そのうち賛成票10票、反対票1票、以上のとおり賛成が多数であります。
したがって、同意第4号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」は、これに同意することに決定しました。
議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

- 議長（竹本 修君） 日程第17「認定第1号平成24年度川南町一般会計歳入歳出決算認

定について」

日程第18「認定第2号平成24年度川南町特別会計等歳入歳出決算認定について

日程第19「認定第3号平成24年度川南町水道事業会計決算認定について」

以上3案を一括議題とします。

本3案件は、一般会計決算審査特別委員会並びに特別会計等・水道会計決算審査特別委員会にそれぞれ付託されておりましたので、各特別委員長の報告を求めます。

まず、一般会計決算審査特別委員長の報告を求めます。

○一般会計決算審査特別委員長（徳弘 美津子君） 認定第1号「平成24年度川南町一般会計歳入歳出決算認定について」報告いたします。

9月12日、13日に、一般会計決算審査特別委員及び代表監査の出席のもと特別委員会を開催いたしました。

所管業務ごとに、課長以下担当職員の出席を求め、各課それぞれの歳入歳出の説明を受け、質疑を実施、審査いたしました。

採決の結果は、賛成多数で認定と決定いたしました。

以下、意見なども含めて経過報告いたします。

歳入については、自主財源である町税関係では、調定額15億5,233万9,432円ですが、昨年比2,216万6,368円の減であります。その要因として、平成24年度は固定資産の評価がえの基準年度により見直しされたため、固定資産税が4,097万7,706円の減となったものです。町民税においては2,043万402円の増額です。収入未済額は前年比687万9,365円の減額、不納欠損額、前年比509万3,935円増額となっております。

年々増加傾向にある滞納額については、徴収職員の専門研修や月2回の夜間納税相談及び分納相談など行っております。税務課の説明では、徴収業務の少人数での対応により、滞納者の実態業務が不十分になり、収納率の向上に支障を来すとありました。職員数配置については十分に配慮し、不納欠損がこれ以上に増加することがないようにしていただき、専門的な人材育成を望むものです。

歳出についてですが、総合政策課におけるコミュニティバスの運行方法を年度途中で変更いたしました。平成24年4月から11月までの運行では月平均利用者では350名、12月から平成25年3月までのオンデマンド方式での月平均は330名となっております。現在、アンケート調査を行っており、交通会議の協議を経て、今後のコミュニティバスのよりよい運行を考えていくとあります。

意見としては、もともとあった銀座通浜線の定期路線化を考慮したらどうか。高齢者のみならず、電車通学の学生やさまざまな使い方を模索し、いつでも使えるように登録者数をふやすように促すなどありました。

環境対策課では、不法投棄においては、住民の環境を脅かす事案については、保健所と連携をとり、強い姿勢で早急に取り組むべきとの意見がありました。

農林水産課では、事業のほとんどが国、県事業であり、直接補助金が農家や法人に支出されるトンネル事業が多いですが、そのための申請や調査、実績報告書作成まで町が行う責任を持っています。現在の懸案事業についても、期日まで待つのではなく、早急に改善を求め、周囲の農家の不信を仰ぐことなく対策をとっていただきたいとの意見がありました。また、川南の農業を発展させる町独自の事業を充実させるようにとの意見もありました。

建設課での町道整備として、平成24年度は地方特定道路整備事業では、事業費2,734万円は1路線266メートル、地方道路交付金事業7,504万6,000円は2路線合わせて252.5メートル、市町村道整備事業6,000万円は2路線508メートル、維持補修工事5,990万2,000円は、主に4路線1,366メートルや排水工事や側溝布設工事です。

住宅政策では、町内唯一の県営住宅の番野地住宅は、現在、空き家対策となり、その活用方法も提示されていない状況下でありながら、平成30年度までの県営住宅建設計画に川南町は計画されておられません。南海トラフ地震の想定を考慮するときの川南の地域性を考慮した誘致を行うべきとの意見がありました。

生涯学習課では、さまざまな施設の管理をする中で、文化ホールに関しては、さまざまな保守委託料があり、保守管理のさらなる削減を工夫すべきとの意見がありました。

基金の運用については、平成24年5月末で40億8,835万943円、平成25年5月末で44億3,854万4,102円となり、約7.9%、3億5,019万3,159円の増となっております。その中で、公共施設等整備基金においては2億8,378万3,000円の増となっております。

庁舎など公共施設の改良については、耐震を含め計画を早急に進めることは、住民の使いやすい施設の整備とあわせ、工事受注による建設業関係の経済効果を期待できるのではとの意見もあります。民間委託や指定管理者制度を取り入れている現状下で、事業の丸投げをしているとは考えていませんが、どのような状況にあることなど、担当課は十分に認識していただきたい。

また、農業政策においても、川南の基盤整備を進めていきながら、各農業団体との連携をし、農業法人のみならず、個人農家が強い農業、生き残る農業を模索できるよう、担当課は今後も支援していただきたいと考えます。管理者としてトップがビジョンを持っていただき、住民のニーズに合った運営をこれからも行っていただきたいとの意見もありました。

以上、平成24年度一般会計決算審査特別委員会の報告を終わります。

○議長（竹本 修君） 次に、特別会計等・水道会計決算審査特別委員長の報告を求めます。

○特別会計等・水道会計決算審査特別委員長（米山 知子君） 認定第2号「平成24年度川南町特別会計等歳入歳出決算認定について」報告いたします。

特別会計等・水道会計決算審査特別委員会に付託されました特別会計は、国民健康保険事業特別会計、漁業集落排水事業特別会計、営農飲雑用水事業特別会計、下水道事業特別会計、介護認定審査会特別会計、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計の7つの特別会計

です。

関係所管課の出席を求め、説明を受け、質疑を行った後、慎重に審査をいたしました。

結論を先に申し上げますと、7つの特別会計とも全員賛成で認定いたしました。

会計上の問題はありませんでした。今年度を顧みて、将来の事業のあり方等、意見、要望がありましたので報告いたします。

まず、国民健康保険事業では、国保税の収納に関して意見が出されました。国保税の収納率は70.2%、現年度分では90.4%です。収納未済額2億2,600万円、不納欠損額3,542万円があります。国保税の算出方法で、所得に呼応していない部分も含まれるため徴収が難しいことも理解できますが、業務であるという認識のもと、さらなる徴収の努力を求めます。担当課だけでなく、職員一丸となって徴収業務に当たることはできないのかとの意見がありました。

また、不納欠損については、滞納者の調査を行い、適正な滞納処分をすることが効率的な徴収につながるのではないかと意見がありました。

医療給付費は減少していますが、この原因として、後期高齢者医療への移行がふえたこと、1人当たり医療費の減少、高額医療費の減少などが理由として考えられるということです。

特定健診等事業費は、当初予算1,828万円から補正予算で518万円の減額、不用額が228万円と、当初予算から見ると59%の執行率です。当初の受診者目標2,500人という数の妥当性、目標を達成するための具体的な方法の検討がなされ実行されたのか、次年度に向けて新たな検討を求めます。

疾病の早期発見、早期治療につながる検診事業は、医療費の減少や高額医療費の抑制に直結します。特定健診だけでなく、がん検診など、他の検診事業も含めて検診率のアップに努め、町民の健康管理に取り組んでいただきたいとの意見がありました。

漁業集落排水事業の加入率は74.63%ですが、高齢化、家屋の老朽化、区域外への新築などで新規接続は見込めない状況です。

営農飲雑用水事業は、1日最大給水量273.5立方メートル、1日平均給水量63立方メートルで、豊富な水量で運営されています。上水道事業への利用はできないかとの質問もありましたが、上水道へ利用できる水量としては不十分との答えでした。水道会計との一本化も検討されましたが、現状のほうがよいとの結論です。

介護保険は、要介護認定者数が742人と、前年比37人増で年々増加しています。保険料については、第1号被保険者の収納率は97%です。年々増加している要介護者をできるだけ低く抑えるためには介護予防事業が重要になってきます。現在行われている介護予防事業の中の訪問給食サービス事業は、社会福祉協議会へ約1,700万円で委託され、1日に約50食が配食されています。介護予防事業として、食事の提供は重要なことです。このようなサービスが必要な人に漏れなく行き渡っているのか、広報活動は十分か、負担金の額は適正化、さらには民間の利用はできないかなどなど、事業内容の検討を行っていただきたいとの意見があ

りました。

また、同じく介護予防事業として元気アップ事業があります。事業費218万円で宮崎市の業者に委託されておりますが、対象者284名中、受講者39名です。定員20名で週1回の講座を3カ月間実施することを1クールとし、年間に2クール行われていますが、介護予防に効果があったのか検証してほしいとの意見です。しないよりはという程度の事業であれば、事業の見直しも視野に入れて検討していただきたいとの意見がありました。

事業を委託するというところで終わりではなく、委託した事業でも、目的に合っているのかを常に気遣いながら成果を検証し、このままでいいのか、ほかにもっといいやり方はないのかという観点で事業を行っていただきたいという意見もありました。

国保と介護は同じレールの上を走っているという認識のもと、担当課だけで事業を進めるのではなく、横の連携をとりながら目的を共有して事業計画を立てていただくよう要望いたします。

次に、認定第3号「平成24年度川南町水道事業会計決算認定について」を報告いたします。

積年の懸案事業である漏水は、漏水調査により発見、修繕に取り組んだ結果、有収率は前年度より4.2%向上し、80.7%になっています。石綿管更新事業は24年度から本格的に実施されていますが、まだ16キロメートルの石綿管が残っています。これは、平成32年度までに更新完了予定です。

水道事業は、昭和50年の供用開始から37年が経過し、施設、管路も老朽化しています。実態を調査しながら計画的に施設改修や管路の更新を行い、安定した経営を行っていただきたいとの要望がありました。

以上で報告を終わります。

○議長（竹本 修君） 以上で委員長報告を終わります。

しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前11時04分休憩

.....

午前11時14分再開

○議長（竹本 修君） 会議を再開します。休憩前に引き続き会議を続行します。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

念のため申し上げます。討論、採決は各案件ごとに行います。

認定第1号「平成24年度川南町一般会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 認定第1号「平成24年度川南町一般会計歳入歳出決算認定について」、反対討論を行います。

平成24年度川南町一般会計決算状況は、歳入72億3,561万8,252円です。歳出70億7,560万536円、差し引き1億6,001万7,716円の黒字決算です。

反対する第1点は、行財政集中改革プランによる民営化の推進です。町民生活の中心的課題である町立保育所、十文字、東、野田原、老人ホーム、学校給食調理業務など、自治体の使命としての運営責任を果たすべき業務を民営化してきたことです。既に実施している学校給食の調理業務については直営に戻すことを求めてきましたが、現在は3年ごとの契約となっています。

第2点は、学校給食業務に係る予算削減についてです。学校給食調理業務委託料は3,114万円です。委託開始前の18年度は1億円を超える予算でした。単純に川南町政の前進と評価してよいのでしょうか。

まず、問題点の1つには、経験を積み、継承し、子供に責任を負う調理の人材を失い、その職員が得ていた収入と購買力を失わせたことです。

2つには、企業委託費3,114万円ですが、その労働条件については教育委員会は把握していないことです。派遣にしろ、請負にしろ、間接労働によって企業は3割から4割の利益を得ると言われ、本町の場合でも労働者の雇い主がいかにか搾取をしているかを示しています。業務委託のときに、川南町の臨時職員の賃金単価と同等か、それを下回らないようお願いしたと聞いています。社会問題化しているワーキングプアを、自治体が推進役を担っている姿だと思います。今、間接雇用や年収200万円以下の働く貧困層、ワーキングプアの解決が社会問題となっています。

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達、国民の食生活の改善に寄与することを目的にした事業です。調理業務はそのかなめであり、栄養士や調理師が食に対する理念や方針のもとに経験を積み、技能を継承し、豊かで安心な給食を提供する事業です。したがって、この事業は行政が責任を持って行うべき事業です。

3つには、偽装請負を続けてよいかということです。川南町と委託先の労働者の間に指揮命令がある場合、労働者派遣事業と判断され、請負とはみなされません。安全で、おいしい給食を届けるために、町職員、栄養士、調理師が連携し、日常の指導や協議は欠かせないのが業務の特徴であり、必要なことです。

しかし、おいしくて、安心安全な給食を提供しようと、個々具体のことを発注者から現場で指示すればするほど調理業務の委託が実は偽装請負という、まさにこの関係が偽装請負に当たるのです。偽装請負を回避しようと思えば、丸々業者に全て任せてしまうか、あるいは調理業務の民間委託をやめて、直接安全に責任を持つか、どちらかしかないのです。

労働法制上でも、働く意欲の面でも、直接雇用にして処遇の改善を図るべきではないでしょうか。委託先の会社名は変わったけれど、働いているのは同じ人なので安心だとも言われます。委託料は確かに安くなっています。その分、賃金が下げられたり、人員は減らされていないのでしょうか。

さらに、今日の食や学校給食をめぐる問題は、その質自体が従前にも増して社会的、複合的な構造をなすものとなっています。2009年4月から学校給食法が、栄養改善から食の大切さ、栄養バランスなどを学ぶ食育と衛生基準の強化に改定され、給食は食教育の生きた教材、教科書と位置づけられています。そうであれば、学校教育活動や食教育の総合的一体性の観点から見て、学校活動全体に参加できない営利企業、給食会社に調理を委託することは、学校管理運営の計画、実施、評価、予算化を分断し、不適切であることは明白です。

多くの保護者は、献立表に書かれてある給食内容でしか知ることができません。教育としての学校給食を財政の効率化として民間委託することは間違っています。教育としての学校給食の実現を求めまして、24年度一般会計決算の認定について反対討論を終わります。

○議長（竹本 修君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員（濱本 義則君） 認定第1号「平成24年度川南町一般会計歳入歳出決算認定について」、賛成の立場で討論を行います。

まず、一連の決算を見る場合、個々の事案を見る以上に、決算全体がどうであったかを議論するのが妥当だと考えております。

本決算は、収入済み額72億3,561万8,252円に対し、支出済み額70億7,560万536円で、歳入歳出差し引き残額は1億6,001万6,716円であります。これは、歳入済み額の2.2%であり、平成23年度と比較いたしましてもほぼ同じでございます。

また、実質収支は1億5,822万4,000円で、実質収支比率は3.5%となっております。ここ数年、2.5から4%を維持しているの、健全に推移していると思われま。

単年度収支は前年赤字から黒字に転じております。この収支差額は民間企業と異なり、多ければよい、少なければ悪いといった類いのものではございません。財政運営において決算収支が均衡していることは重要ですが、本決算の決算収支は均衡がとれていると思えます。不納欠損は99.3%を町税が占めていることは、他の収入見込みが十分徴収できたものと理解できます。

歳出については、差額の不用額を出しているものも見受けられますが、調定額の0.9%にとどまり、妥当な執行が行われております。

一方、町債残高は直近の3年間では横ばいではございますが、減少傾向にあります。地方債残高は一応の目安の標準財政規模の2倍以内におさまっております。財政の健全な運営には、具体的には収支の均衡、財政構造の弾力性、持続性、自主性などが確保されていることが要求をされます。

財政運営の観点から本決算を見ますと、経常一般財源は42億5,000万円で、経常一般財源等比率は94%にとどまっております。自主財源の比率は32%となっております。

以上、財政の弾力性、自主性など改善の余地はあるものの、特別悪化している状況でもなく、類似団体と比較しても特に悪いという状況ではありません。

蛇足ではございますが、経営収支比率が90%、財政対策債を加算しても84%であり、財政

の硬直化の改善が急務であると思われま

す。最後に、当該年度の決算の反省を公表し、P D C A 予算を導入し、予算の質の向上と効率化を図っていただくことを要望し、賛成討論といたします。

○議長（竹本 修君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

○議員（児玉 助壽君） 認定第1号「平成24年度川南町一般会計歳入歳出決算認定について」、不認定の立場に立って討論をいたします。

その理由についてであります。国営土地改良事業費における宮崎県宮尾鈴北第1地区負担金、同北第2地区負担金について、前述したように、土地改良法91条3項及び平成元年3月24日条例第10号、県営土地改良事業分担金徴収条例に違反する違法な財務会計上の怠る事実があります。

また、本事業の施行に伴い設置された土地改良区に対し助成する経常賦課金の不足額のうち、開栓手続がなされていない給水栓によって、経常賦課金が徴収されないことにより生じる土地改良区の運営費の不正を助成する尾鈴土地改良区運営費補助金は、主観的に開栓手続をしていない特定の受益者に対して特別の利益を与えるものであり、明確に地方自治法232条の2の公益上の必要性を欠く助成金支出であります。

以上、不適切な財政支出を指摘し、原案に反対するものであります。

以上で討論を終わります。

○議長（竹本 修君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） これで討論を終わります。

これから認定第1号について採決します。

この採決は起立によって行います。本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（竹本 修君） 起立多数であります。したがって、認定第1号「平成24年度川南町一般会計歳入歳出決算認定について」は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから認定第2号「平成24年度川南町特別会計等歳入歳出決算認定について」討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 認定第2号「平成24年度川南町特別会計等歳入歳出決算認定」に対し、反対の立場で討論を行います。

国民健康保険事業特別会計収支残高は2億4,300万9,549円の黒字です。これは、保険給付費が前年比7,260万8,608円減少し、歳出を抑制したことが大きな原因です。

また、国保加入者が、後期高齢者医療への移行による被保険者数が減少傾向にあります。

延滞繰り越しは年々増加してきています。国民健康保険法は、社会保障及び国民保障の向上を目的とし、国民に医療を保障する制度です。その制度が、国民の生活苦に追い打ちをかけ、人権や命を脅かすことなどあってはなりません。

川南町では、法律で定めた限度額いっぱいの国保税を徴収しています。国保税の税額の決め方には、各被保険者の年間の所得の額と固定資産の額に応じて国保税を決める応能割、所得割、資産割と、各世帯の一人一人の被保険者に一律に保険料をかける応益割、平等割、均等割があります。この平等割や均等割の応益負担は、所得に関係なく一律に賦課されるもので、家族が多いほど、所得が低いほど負担が重くなる仕組みになっています。

しかも、政府は90年代に入り、市町村間に国保税の格差があることを利用して、公正な負担との名目で国保税の引き上げを進めました。国保税の平準化政策です。この4つを全て組み合わせるのか、また、4つの中から幾つかを組み合わせるのかについて、各自治体で違いがあります。川南町でも資産割をなくすことができないのか、再検討するよう提案します。固定資産税を払っていますので、国保税で資産割を払うことは二重課税ではないでしょうか。宮崎県内でも資産割を高鍋町、門川町、宮崎市が行っていません。

また、後期高齢者医療制度の導入によって、後期高齢者支援金の徴収が行われるようになり、その金額も応能、応益割合によって定められています。その額は、基礎課税額と同じく、政令で定める金額を超えることができないとされています。さらに、介護保険納付金の課税額についても同様の定めがあります。

国民健康保険は、財政の困難、保険料が高くて払えない滞納者の増加と収納率の悪化という悪循環に陥っていますが、その中で厚労省は、滞納処分の強化でこれを乗り切ろうとしています。医療保険における最後のセーフティーネットと言われる国民健康保険が、格差と貧困の拡大する中で疲弊する国民を、その制度から閉め出しつつあることは大問題です。

今、後期高齢者医療制度の見直し議論の中で、国保の広域化が論議されています。後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者を対象に都道府県連合会が運営をしていますが、国保もこれと同じように広域運営にしていこうというわけです。

現在、全国の自治体のうち、国保が赤字の自治体は約45%、黒字は55%とされています。国保の広域化ということは、国保の困難さをみんながかぶることになります。国保財政が困難になった原因を、高齢者がふえたことに転嫁する議論が幅をきかせています。高齢者と若い世代を殊さらに対立させます。

家族で誰か1人が病気になったとしても、家族全員が無駄を省いて、その病人を支えます。父や母が年をとって病気がちになっても、その医療費を若い世代が何とか工面しようとします。これが普通の姿です。今の国保の状態は、憲法25条の最低限度の生活を営む権利に反します。死亡者を生み出すような制度は、13条、生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利に違反します。憲法の理念を国民に普及する課題としても国保が重要です。

川南町は、国保の税率を据え置いています。努力も見られますが、国保財政悪化と国保税の高騰を招いている環境は、国の予算削減にあります。低所得者が多く加入し、国保税を事業主負担もない国保は、適切な国庫負担なしには成り立たない制度です。全国知事会、全国市長会など、地方6団体も国庫負担の増額を求める決議を採択しています。宮崎県の市町村国保への独自支出金は、2000年度には1億1,600万円から毎年減らし続け、2009年度からはゼロになっています。

社会福祉制度、住民福祉として国保制度を再建するのか、それとも負担増と徴収強化の路線を継続拡大するのか、今国保は大きな分岐点に直面しています。黒字決算で残っている分を、高く払えない国保税引き下げ財源に引き当ててもらいたいこととあわせて、国保制度は社会保障制度であって、単なる互助扶助制度ではないということ。また、受療権、医療機関に係る権利は憲法で保障された生存権の具体化であり、社会権の一つであること。お金を払ったかどうかで権利が生まれるわけではないということ。

したがって、具体的な問題では、国保財政上の視点からだけではなく、町民の現実、特に低所得者や困窮者の現実を見つめて対応していただきたい。県からの支援、国からの支援を強く働きかけるよう要望して反対討論といたします。

○議長（竹本 修君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） これで討論を終わります。

これから認定第2号について採決します。

この採決は起立によって行います。本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（竹本 修君） 起立多数であります。したがって、認定第2号「平成24年度川南町特別会計等歳入歳出決算認定について」は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから認定第3号「平成24年度川南町水道事業会計決算認定について」討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第3号について採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） 異議なしと認めます。したがって、認定第3号「平成24年度川南町水道事業会計決算認定について」は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第20「議員派遣の件について」を議題とします。

本件につきましては、川南町議会会議規則第127条の規定により、お手元に配付しました議員派遣のとおり決定をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） 異議なしと認めます。したがって、お手元に配付いたしました議員派遣のとおり決定をいたしました。

日程第21「閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件」を議題とします。

本件につきましては、閉会中の諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定しました。

日程第22「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） 異議がないので、そのように決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これで、平成25年第5回川南町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

午前11時40分閉会
